

新潟市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

（目 的）

第1条 新潟市ひとり親家庭等日常生活支援事業は、市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が自立促進に必要な事由及び社会的事由により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合若しくは生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合、これらの世帯に家庭生活支援員を派遣し、当該世帯の福祉の増進に資することを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし家庭生活支援員派遣対象世帯の名簿の作製、費用負担額の決定及び費用負担金の徴収事務を除き、一般財団法人新潟市母子福祉連合会（以下「母子連」という。）に委託して実施するものとする。

（派遣対象となるひとり親家庭等の定義）

この要綱においてひとり親家庭等とは、次の定めるところとする。ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

第3条

（1）母子家庭

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する女子で現に児童を扶養している家庭をいう。

（2）父子家庭

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する男子で現に児童を扶養している家庭をいう。

（3）寡婦

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する女子

（派遣対象）

第4条 家庭生活支援員の派遣対象世帯（以下「対象世帯」という。）は、次のいずれかの事由により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な世帯及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている世帯とする。また、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な世帯とする。

（1）母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が以下のアからオに該当する場合

- ア 技能習得のための通学、自立促進に必要な就職活動等
- イ 疾病、事故、看護等
- ウ 冠婚葬祭、学校等の行事参加等
- エ 災害
- オ 転勤、残業、出張等

（2）保育を行う祖父母等が上記イからオに該当する場合

（派遣対象世帯名簿）

第5条 派遣対象世帯の登録を申請しようとする者は、家庭生活支援員派遣世帯名簿登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

2 市長は申請書の提出を受けたときは、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（様式第2号）

を作成し、対象世帯に対して名簿に登録されている旨及び家庭生活支援員の派遣を要請する場合の連絡先を通知するとともに、名簿を母子連に送付するものとする。

3 名簿の登録期間は、申請月から最初に到来する7月末日とする。

(支援の内容)

第6条 家庭生活支援員が提供する便宜の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

(1) 生活援助

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導
- ウ 食事の世話
- エ 住居の清掃
- オ 身の回りの世話
- カ 生活必需品等の買い物
- キ 医療機関等との連絡
- ク その他必要と認められる用務

(2) 子育て支援

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導
- ウ その他必要と認められる用務

(事業の実施場所)

第7条 この事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 生活援助

派遣対象者の居宅

(2) 子育て支援

- ア 家庭生活支援員の居宅
- イ 講習会等職業訓練を受講している場所で保育可能な施設
- ウ 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所

(家庭生活支援員の選定、登録等)

第8条 母子連は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定し、家庭生活支援員登録名簿(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(1) 生活援助は、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有するもの又はこれと同等の研修を終了したものとする。

(2) 子育て支援は、保育士の資格を有するもの、別記1に定める研修又は新潟市ファミリー・サポート・センター提供会員研修を終了したものとする。

2 母子連は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、住所、支援区分、所有する資格又は特定の研修を終了した旨を記載した登録名簿を作成し、年度初めに市長へ提出する。

(家庭生活支援員の派遣)

第9条 母子連は、家庭生活支援員の派遣が必要と認められる母子家庭等又は対象世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて、できる限り速やかに家庭生活支援員を派遣するものとする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は家庭生活支援員の派遣を行わないものとする。

(1) 本市内に住所を有しないとき

(2) 伝染病等感染のおそれがある者が派遣家庭にいる場合

(3) 乳幼児、児童が疾病の場合。ただし、当該疾病の発病後、5日程度経過し、おおむね軽快していることが認められる場合はこの限りではない。

(4) その他家庭生活支援員を派遣することが適当でないと認められる場合

(派遣期間及び利用単位)

第10条 生活援助及び子育て支援の期間は、同一家庭について以下の範囲内で決定する。ただし、第4条第1項ア、イ及びエに規定する世帯について、市長が特に必要があると認めたときは、協議の上、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(1) 第4条第1項アに規定する世帯については、1事由の派遣について6ヶ月を超えない範囲内で、1ヶ月40時間を限度とする。

(2) 第4条第1項イ及びウに規定する世帯については、当該期間内で、80時間以内を限度とする。

(3) 第4条第1項エに規定する世帯については、6ヶ月を超えない範囲内で、1ヶ月40時間を限度とする。ただし、市長が認める場合は協議とする。

(4) 第4条第1項オに規定する世帯については、当該期間内で、180時間以内を限度とする。

2 生活援助及び子育て支援の利用単位は、1時間とする。

(費用の負担)

第11条 家庭生活支援員の派遣を受けた母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦は、別記2費用負担基準により、家庭生活支援員の派遣に要した費用を負担するものとする。なお、費用を納付するときは、市の発行する納入通知書により行うものとする。

(支援手当等の支給)

第12条 家庭生活支援員は、速やかに日常生活支援報告書(様式第4号)を記入し、派遣家庭から確認の署名を得たうえで、母子連に提出すること。母子連は、生活支援報告書の内容を確認のうえ、家庭生活支援員に対して手当等を支給すること。

(派遣報告書の提出)

第13条 母子連は、当該月の事業実績を「家庭生活支援員派遣報告書」(様式第5号)により、翌月10日までに速やかに新潟市に提出するものとする。

(秘密の保持)

第14条 母子連及び家庭生活支援員は、その業務を行うにあたって、母子、寡婦、父子等の人格を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(他関係機関等との連絡)

第15条 母子連は、この事業を実施するにあたっては、保健所、民生・児童委員、母子相談員その他の関係機関等との連絡を密にするものとする。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 新潟市母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱(平成10年4月1日施行)は、廃止する。ただし、この要綱施行の際、現に廃止前の新潟市母子家庭、寡婦及び父子家庭介護

人派遣事業実施要綱により、登録されている派遣対象世帯については、この要綱により登録されているものとする。同様に、介護人登録名簿に登録されている介護人については、平成15年度に限り、この要綱において家庭生活支援員として登録されているものとする。

- 3 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯（以下この項及び次項において「被保護世帯等」という。）であつて、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別記2の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 4 平成26年3月31日において現に生活保護等受給者であつて、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別記2の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 5 平成27年3月31日において現に生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給世帯（以下「被保護世帯等」という。）であつて、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別記2の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、この要綱による改正後の新潟市母子家庭、寡婦及び父子家庭日常生活支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、この要綱による改正後の新潟市母子家庭、寡婦及び父子家庭日常生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 記 1

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） （考え方）0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。 具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に 応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	3時間
② 学童期の発達	3時間
③ 児童にとっての遊び	3時間
II 健康管理と救急対応（講習Ⅱ） （考え方）0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特 徴を学ぶ。そのうえで、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、 事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導 をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活に ついて学ぶ。	9時間
④ 児童の病気	3時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥ 児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 （考え方）保育所において、児童の様子を観察したり、保育士のかかわり方 を見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士 がどのように関わっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況（講習Ⅲ） （考え方）子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関 する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは研修 で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと 保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような 意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関 連しあうように配慮する。	6時間
⑦ 現代の子育て事業	3時間
⑧ 研修全体のまとめ	3時間
合 計	27時間

別 記 2

ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	7 0 円	1 5 0 円
上記以外の世帯	1 5 0 円	3 0 0 円

※ 子育て支援については、

- ① 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に1.5を乗じて得た額とする。
- ② 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ③ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

※ 利用者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該利用者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により市町村民税額を算定し、別記2の表の規定を適用する。

日常生活支援事業派遣世帯名簿登録申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

新潟市ひとり親家庭等日常生活支援事業について、下記のとおり派遣世帯名簿への登録を申請します。
なお、支援に要する費用については、別に定められたひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準により負担し、その算定のために新潟市が保有する世帯の税情報及び住民基本台帳情報を閲覧すること、また、支援に必要な個人情報を当事業委託団体に提供することに同意します。

記

1 申請者及び世帯の状況について

申請者	氏名	(フリガナ)	個人番号		
			生年月日		
	住所	(〒 -) 新潟市	電話番号 (自宅)	- -	
			電話番号 (携帯)	- -	
	勤務先		電話番号 (職場)	- -	
	世帯区分	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 寡婦 ☐ 離婚前の母または父 (※1)			
世帯の所得状況	☐ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯 ☐ 児童扶養手当支給水準の世帯 ☐ 上記以外の世帯				

家族		フリガナ 氏名	印	生年月日	個人番号	勤務先・学校等
	子					
	同居家族 (※2)	(続柄)				
(続柄)						

※1 離婚調停中等、離婚前の困難を抱える母または父が対象です。
※2 同居する18歳以上の子は「同居家族」欄に記入押印してください。

2 緊急連絡先 (支援員派遣時に必ず連絡が取れるところ)

電話番号	どちらにつながりますか
1 - -	
2 - -	

3 登録有効期限

年 7 月 3 1 日 (8月以降の利用については再度登録申請が必要)

4 送迎について

保育等の支援と併せて、保育園、放課後児童クラブ等の送迎が利用できます。利用を希望する場合、下記の同意が必要です。

私は「新潟市ひとり親家庭等日常生活支援事業をご利用の皆様へ」に記載の事故に対する補償の内容に同意し、送迎の利用を希望します。また、送迎を利用する際は新潟市の規定を遵守し、公共交通機関を利用した場合は実費を負担します。

氏 名 _____

5 支援に際し考慮すべきこと

様式第2号

家庭生活支援員派遣対象世帯名簿

[illegible]

年度家庭生活支援員登録名簿

登録 番号	支援区分		氏 名	住 所	年齢	電話番号	備 考
	生活援助	子育て支援					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
1 0							
1 1							
1 2							
1 3							
1 4							
1 5							

年 月 日

日常生活支援実施報告書

新潟市母子福祉連合会会長 様

家庭生活支援員名 _____

依頼のありました日常生活支援について、下記のとおり終了いたしましたので報告します。

記

実 施 内 容	支援区分	実 施 年 月 日	実 施 時 間	支援区分	実 施 年 月 日	実 施 時 間
	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで
	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで
	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで
	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで
	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで	生活援助 子育て支援	年 月 日	時 分から 時 分まで
派遣先	住 所 新潟市 氏 名 _____ 電話 (_____)					
支援内容	☐ 乳幼児の保育 ☐ 児童の生活指導 ☐ 食事の世話 ☐ 住居の清掃 ☐ 身の回りの世話 ☐ 生活必需品等の買い物 ☐ 医療機関との連携 ☐ その他必要と認められる用務					
備考						

上記のとおり支援を受けたことを証明します。

支援先 住 所 新潟市 _____

氏 名 _____

家庭生活支援員派遣報告書

新潟市長様

新潟市母子福祉連合会会長

下記のとおり、家庭生活支援員を派遣しましたので報告します。

記

派遣先	住 所 新潟市				
	氏 名 名簿番号 電話 ()				
対象区分	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 寡 婦				
派遣理由	①技能習得のための通学 ②就職活動 ③疾病 ④出産 ⑤看護 ⑥事故 ⑦災害 ⑧冠婚葬祭 ⑨失踪 ⑩転勤 ⑪仕事 ⑫出張等 ⑬学校行事 ⑭残業 ⑮その他 ()				
派遣期間	生活援助 子育て支援	派遣理由No.	年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
	生活援助 子育て支援		年 月 日	時 分～ 時 分	支給額 円
実施内容	☐ 乳幼児の保育 ☐ 児童の生活指導 ☐ 食事の世話 ☐ 住居の清掃 ☐ 身の回りの世話 ☐ 生活必需品等の買い物 ☐ 医療機関との連携 ☐ その他必要と認められる用務 ()				
手当支給額	円				
支援員名	(氏 名) (登録番号)				

